

水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策

国交省、都道府県等

(水防法第14条等)

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域等として指定



市町村

(水防法第15条)

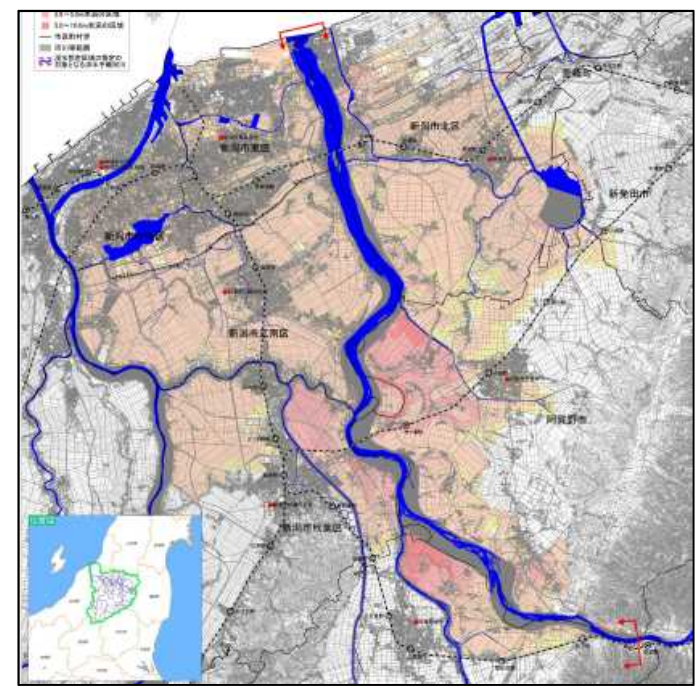
地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載



要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3)

避難確保計画の作成、訓練の実施(義務)
自衛水防組織の設置(努力義務)



洪水浸水想定区域

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 1、5及び6項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う

- ・避難確保計画の作成(義務)
- ・訓練の実施(義務)
- ・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2項及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う

- ・避難確保計画の市町村への報告
- ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる

- ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
- ・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる

要配慮者利用施設とは

○水防法における要配慮者利用施設

⇒社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

○施設の例

〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉関係施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等

〔学校〕

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校 等

〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

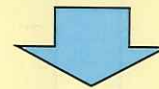
岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会 (1/2) 青森県河川砂防課 平成28年度の主な実施内容及び今後の取組予定

【平成28年度の主な実施内容】

○水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会を青森県内3都市で開催しました。

H28台風10号の課題（岩手県小本川）

→被災した要配慮者利用施設の管理者は、避難準備情報の発令を認識していたが、当該情報の意味を理解していなかった。



⇒要配慮者利用施設への説明が急務

河川砂防情報、避難情報等について施設の管理者の理解を深め、洪水時の被害軽減に努めていただくことを目的として、青森市、弘前市、八戸市の3会場で説明会を開催。（東北地方で初）



説明会の状況（弘前会場）



東北地方整備局の説明



県健康福祉部の説明



県河川砂防課の説明



県危機管理局の説明

参加者からの声

- ・学んだことを参考にしてマニュアルを見直したい
- ・早めの避難が大事だということが理解できた
- ・災害についての訓練ができていないところがあるので、これからきちんとやっていきたい。

等

河川管理者からの説明

民政・防災部局と連携した取組

【関係機関】

- (国) 東北地方整備局、青森地方气象台
- (県) 健康福祉部、県土整備部、危機管理局

【対象施設】 県内の全要配慮者利用施設と入院施設のある病院・診療所施設

【参加人数】 青森会場（平成28年12月13日） 240名
弘前会場（平成28年12月20日） 226名
八戸会場（平成28年12月21日） 290名

※実績の数値

計 756名

○浸水想定区域内等の要配慮者利用施設数(水系別)

岩木川水系

市・郡	市町村名	洪水浸水想定区域					
		要配慮者利用施設数					
		国管理河川 対象施設	うち 避難確保計画 作成済	県管理河川 対象施設	うち 避難確保計画 作成済	対象施設 合計	合計
	青森市			168	30	168	30
	弘前市	100	38	46	5	146	43
	黒石市						
	五所川原市	86	19	16	2	102	21
	つがる市	35	18			35	18
	平川市	2				2	
南津軽郡	藤崎町	24	2			24	2
	大鰐町			12		12	
	田舎館村	4	2	3		7	2
北津軽郡	板柳町	33	14	2	2	35	16
	鶴田町	13				13	
	中泊町	8				8	
中津軽郡	西目屋村						
	1	305	93	247	39	552	132
		9市町村	9市町村	6市町村	6市町村	13市町村	13市町村

馬淵川水系

市・郡	市町村名	洪水浸水想定区域					
		要配慮者利用施設数					
		国管理河川 対象施設	うち 避難確保計画 作成済	県管理河川 対象施設	うち 避難確保計画 作成済	対象施設 合計	合計
	八戸市	21	3	13	11	34	14
三戸郡	三戸町						
	南部町			13	3	13	3
	五戸町			4		4	
	田子町			1		1	
	新郷村						
	21	21	3	31	14	52	17
		1市町村	1市町村	4市町村	4市町村	6市町村	6市町村

※ 要配慮者利用施設数はH29.3末現在

○浸水想定区域内等の要配慮者利用施設数(市町村別)

市・郡	市町村名	洪水浸水想定区域					
		要配慮者利用施設数					
		国管理河川 対象施設	うち 避難確保計画 作成済	県管理河川 対象施設	うち 避難確保計画 作成済	対象施設 合計	合計
	青森市			168	30	168	30
	弘前市	100	38	46	5	146	43
	八戸市	21	3	13	11	34	14
	黒石市						
	五所川原市	86	19	16	2	102	21
	十和田市			1		1	
	三沢市						
	むつ市			4	1	4	1
	つがる市	35	18			35	18
	平川市	2				2	
東津軽郡	平内町						
	今別町						
	蓬田村						
	外ヶ浜町						
西津軽郡	鱒ヶ沢町			5	2	5	2
	深浦町						
中津軽郡	西目屋村						
南津軽郡	藤崎町	24	2			24	2
	大鰐町			12		12	
	田舎館村	4	2	3		7	2
北津軽郡	板柳町	33	14	2	2	35	16
	鶴田町	13				13	
	中泊町	8				8	
上北郡	野辺地町			7		7	
	七戸町						
	六戸町						
	横浜町						
	東北町			6	4	6	4
	六ヶ所村						
	おいらせ町						
下北郡	大間町						
	東通村						
	風間浦村						
	佐井村						
三戸郡	三戸町						
	五戸町			4		4	
	田子町			1		1	
	南部町			13	3	13	3
	階上町						
	新郷村						
	40	326	96	301	60	627	156
		10市町村	10市町村	15市町村	15市町村	20市町村	20市町村

※ 要配慮者利用施設数はH29.3末現在

メニュー

自衛水防(企業防災)
トップ地下空間の
浸水対策要配慮者利用施設の
浸水対策工場・事務所等の
浸水対策災害情報普及
支援室一覧

自衛水防(企業防災)について 要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。



全国の取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(H29.3末)

- 水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 38,372
- うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 3,072
- [都道府県別の作成状況\(PDF:33KB\)](#)
- [市町村別の作成状況\(PDF:131KB\)](#)

お役立ち情報

避難確保計画作成の手引き(水防法)

- 要配慮者利用施設 ([PDF:534KB](#)、[DOC:1.41MB](#))、医療施設等([PDF:573KB](#)、[DOC:1.41MB](#))
- 計画作成の手引き別冊 ([PDF:2.05MB](#))、計画作成のひな形([DOC:497KB](#)、[XLS:268KB](#))
- 既存の計画への追記による避難確保計画の作成 ([PPTX:102KB](#))
- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル ([PDF:359KB](#))
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害) ([PDF:11.21MB](#))
- 講習会の企画調整及び運営マニュアル～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～ ([PDF:26.77MB](#))

<活用ツール>

- ・ 講習会資料フォーマット(座学)[PPT:34.84MB](#)
- ・ 講習会資料フォーマット(ワールドカフェ)[PPT:3.72MB](#)
- ・ 講習会資料(参考:モデル都市版:座学)[PPT:85.96MB](#)
- ・ 講習会資料(参考:モデル都市版:ワールドカフェ)[PDF:1.31MB](#)

避難確保計画作成の手引き(津波防災地域づくりに関する法律)

- 要配慮者利用施設([PDF:351KB](#) [DOC:224KB](#))
- 医療施設等 ([PDF:355KB](#) [DOC:231KB](#))

水防法・土砂災害防止法の改正について

[【避難確保計画作成の手引き\(土砂災害防止法\)はこちら】](#)

- 都道府県・市町村の担当者向け([PDF:413KB](#))
- 要配慮者利用施設の管理者・所有者向け([PDF:417KB](#))

- [水防法等に基づく取組状況 \(PDF:58KB\)](#)

洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト

- [ハザードマップポータルサイト](#)
- [浸水ナビ](#)

雨量・河川水位などの観測情報がリアルタイムに把握できるサイト

- [川の防災情報](#)

災害情報普及支援室(全国の相談窓口)

国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆さまに対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますのでご活用ください。

- [災害情報普及支援室一覧](#)